

笑顔花咲く

ぼたんの花まつり

歌舞伎文化公園で4月21日、第21回「ぼたんの花まつり」が開催されました。
ぼたんの花も見頃を迎え、大輪の花を咲かせ（写真表紙）、大勢の来場者で賑わいました。
会場では、毎年好評の福祉ネイリストによる歌舞伎ネイルや、顔や手に歌舞伎の隈取などがデザインされた歌舞伎フェイスマスクをはじめ今年新たに「クイズラリーin歌舞伎の郷」などの催しが行われました。模擬店ブースでは、農産物・特

産物の直売や姉妹町である西伊豆町のところへの無料配布などが行われました。
ステージイベントは元気な保育園児の呼び込み神輿で始まり（写真①）、三珠歌舞伎太鼓の迫力のある演奏（写真②）やフォークダンス（写真③）、昨年好評だった表門神社の太々神楽（写真④）などが披露されました。
ぼたんの花まつりは、毎年色々な企画で楽しめるイベントとして親しまれています。



①



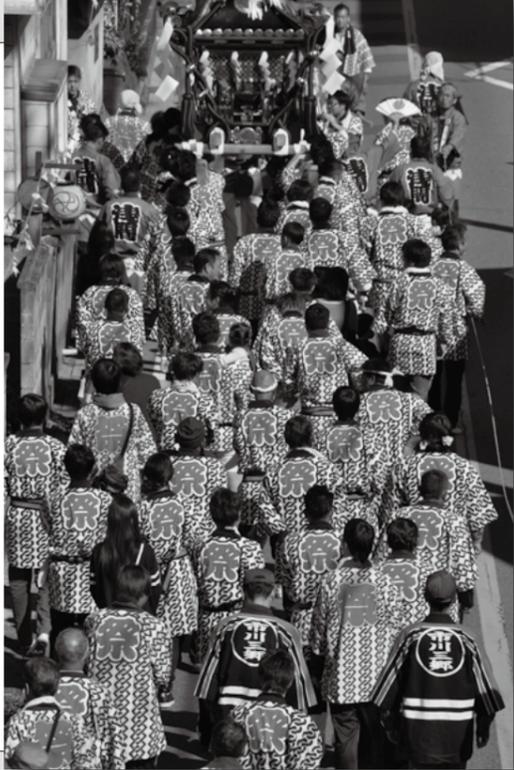
②



③



④



■グランプリ

「神様といっしょに」立川 功明（市川三郷町）

《講評》高い位置からの撮影で、法被の背中や画面が覆いつくされています。望遠による重なり効果もあり躍動感がでています。作者の意図がよくわかる計算された作品です。

市川三郷フォトコンテスト 入賞作品2017

■四季の祭り賞



春賞『暮れ行く刻』沢登圭造（南アルプス市）



夏賞『神明の花火』土屋征吉（市川三郷町）



秋賞『カップル』花輪富夫（南アルプス市）



冬賞『荒行僧』一瀬芳三（市川三郷町）

町では「市川三郷フォトコンテスト」と称し、一年間をとって町内の情景を表現した写真を募集しました。町内外から全110点の応募があり、入賞者がぼたんの花まつりにおいて表彰されました。

審査委員長のとづかはるおさんは「応募された方々の技術的レベルが高く、町の四季の作品を多数拝見し、風景、文化がよく伝わってきました。写真撮影の被写体が四季折々多数あり、撮影に適した町だと思いました。ピンボケや極端に露出の悪い作品は皆無でした。今回残念ながら入選されなかった方々もレベルの高い作品が多数ありましたので、諦めずに応募を続けて下さい」と総評しました。



▲ぼたんの花まつりで表彰式が行われました

- 特別賞 木谷 昌経（市川三郷町） 村田 雅生（市川三郷町）
- 入選 村松 貞夫（市川三郷町） 中村 知子（中央市） 岩谷 秀雄（甲府市）
高野 宣三（市川三郷町） 岡田 優子（甲斐市）

2018市川三郷フォトコンテスト 作品募集

町では、町内の情景を表現した「市川三郷フォトコンテスト」を企画し、作品を募集しています。

入賞作品はイベントポスター、ホームページなどのPRに活用させていただきます。写真撮影に興味のある方はふるってご応募下さい。

【募集テーマ】「いちかわみさと」の四季（春夏秋冬）あなたがつけた市川三郷町の四季を自由に切り取った写真を募集します。市川三郷町の祭り、イベント、風景、文化、人々の交流などが感じられる写真をご応募下さい。

【応募サイズ】フジカラープリント・RP プリントNEO・RP クリスタルNEO・デジカメプリントクリスタルPRO・クリスタルLiteの4切、またはワイド4切

【募集締め切り】平成31年2月28日（当日消印有効）

【応募先】山梨フジカラー製品取扱店、町商工観光課観光係（市川三郷町上野 2714-2 ☎ 055-240-4157）

【賞品】グランプリ1点（賞金10万円）、四季の写真賞4点（賞金2万円）、特別賞2点（賞金1万円）、入選5点（副賞）、ファミリー賞5点（副賞）※高校生以下の賞金は図書券

【主催】市川三郷町

【協賛】町内写真館（芦沢カメラ、カメラのドバシ、塚原写真館、いわみ写真）

【後援】(株)山梨フジカラー、山梨県写真団体連絡協議会、三珠地区文化協会写真部、市川カメラクラブ

平成30～32年度 段階別介護保険料 (表1)

段階	対象者	年額(月額)	基準割合
第1段階	世帯全員が町民税非課税	生活保護受給者、高齢福祉年金受給者、合計所得金額と課税年金収入額の合計80万円以下	基準額×0.45
第2段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計80万円超120万円以下	基準額×0.75
第3段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計120万円超	基準額×0.75
第4段階	本人が町民税非課税(世帯課税)	合計所得金額と課税年金収入額の合計80万円以下	基準額×0.9
第5段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計80万円超	基準額
第6段階	本人が町民税課税	合計所得金額120万円未満	基準額×1.2
第7段階		合計所得金額120万円以上200万円未満	基準額×1.3
第8段階		合計所得金額200万円以上300万円未満	基準額×1.5
第9段階		合計所得金額300万円以上	基準額×1.7

第7期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の策定と介護保険料改定のお知らせ

介護保険料が改定されます

介護保険制度では、3年ごとに「介護保険事業計画」を策定し、介護保険サービスの見込量やサービス確保の検討などを具体的に計画することになっています。

町ではこれに基づき、平成30年度から平成32年度までの総合的な高齢者福祉施策の方向及び事業内容等を設定し、今後の円滑な介護保険事業の運営と、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを送ることができるよう各種施策を展開するために「第7期市川三郷町介護保険事業計画・高齢者福祉計画」を策定しました。

介護保険制度が
始まって18年

介護保険制度は、介護の必要な状態になった方に対して社会全体で支え合い、介護保険サービスを提供する制度として平成12年に創設されました。介護保険事業計画は、介護保険法や老人福祉法に基づき3年に一度の見直しを行い、現状と計画との格差を調整しています。介護保険制度は、施行後18年が経過し、介護サービスを利用されている方も増加し、本町の高齢者を支える制度としてなくてはならない制度です。

町福祉支援課介護係 ☎055-272-1106

計画の基本方針と基本施策

町の今後を考えたとき、高齢化がますます進むうえ、高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯、認知症の人はさらに増加することが予測されています。

団塊の世代が75歳以上となる平成37年(※新元号への移行に伴い元号読み替え)を見据え、地域の実情にあい、地域で支えるという視点での「地域包括ケアシステム」の深化と推進をめざす必要があります。(図1)

■施策の体系 (図1)

基本理念

住み慣れた地域で自分らしく暮らせる、人にやさしいまちづくり

基本方針

高齢者が生きがいをもち、安心して健やかに暮らせる、まちづくり～地域包括ケアの深化・推進を目指して～

基本施策

- ① 新しい総合事業の推進
- ② 医療・介護の連携推進
- ③ 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進
- ④ 認知症施策の総合的な推進(認知症総合支援事業)
- ⑤ 高齢者虐待防止・権利擁護の推進
- ⑥ 地域ケア会議の推進
- ⑦ 住環境の整備
- ⑧ 介護サービスの充実

介護保険の財源構成

介護保険料の設定には、介護報酬の改定、認定者数の推移、サービス利用の見込などからどのくらい費用がかかるかを推計し、さらに町が継続的に取り組んでいる介護予防事業の効果も踏まえ、3年間の介護保険事業費を算出しました。平成32年度までの3年間に必要となる費用は63億1千7百万円と推計されます。介護保険に係る費用のうち半分は被保険者の支払う保険料で残りの半分は国や県、町の公費でまかっています。(図2)

今年度からの保険料

新たに第7期介護保険事業計画がスタートし、65歳以上の方の介護保険料も見直されました。

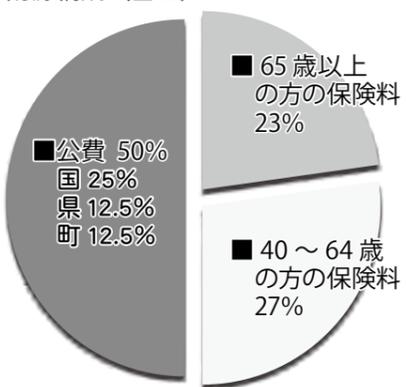
平成30年度からの介護保険料は、基準額で月額6,300円です。個人の保険料額は、対象となる方、またその世帯の昨年1年間の所得を元に9段階に分けられています。それぞれの段階の条件、年額、月額を表1のとおりです。保険料確定に伴う「介護保険料納入通知書」の発送は7月上旬を予定しています。

介護保険料 値上げの理由

今年度からの介護保険料額は基準額で11・9%の増額となりました。増額となった理由としては次の要因が挙げられます。

- ▼高齢者世帯の増加、老々介護、認知介護、独身の介護者の増加による在宅介護の限界が予測されることから施設利用希望の増加が見込まれる。
- ▼本町の高齢化率は平成29年度で35・7%、平成32年度には38・1%と上昇が予測され、介護や介護予防を必

■財源構成 (図2)



要とする方の介護給付費の増加が見込まれる。

- ▼高齢者の内、後期高齢者が占める割合は平成29年度で56・6%、平成32年度には57・6%と上昇が予測され、重度の要介護者の増加が見込まれる。
- ▼本町の介護認定率は平成29年度で16・1%、平成32年度には17・6%と上昇が予測されサービス利用量の増加が見込まれる。

▼介護報酬の改定による給付費の増加や消費税の増税によるサービス費の増加が見込まれる。

- ▼家族介護のために仕事を辞めることを防ぐ「介護離職ゼロ」を実現するための施設増加を見込むため。
- ▼介護保険料の負担率は人口比によって計算されるため、介護給付費に対する65歳以上の方の負担割合はこれまでの22%から23%に増加した。

**第7期市川三郷町
男女共同参画推進委員
が委嘱されました**

町では「輝く笑顔倍増プロジェクト」と題し、地域の男女共同参画をさらに推進するため活動に取り組んでいます。

平成30年4月26日に第7期市川三郷町男女共同参画推進委員会委員委嘱式が行われ、15名の委員が委嘱されました。任期は平成32年3月31日までです。

推進活動は「市川三郷町男女共同参画プラン」輝く笑顔いちかわみさと」に基づいて行われます。



▲4月26日に開催された第1回市川三郷町男女共同参画推進委員会

- 第7期市川三郷町
男女共同参画推進委員
順不同敬称略**
- 会長 市瀬百合子
 - 副会長 笠井 辰生
 - 委員
- | | |
|-------|-------|
| 加藤すみ子 | 吉原ゆかり |
| 若尾かな江 | 青柳 一美 |
| 太田 光 | 長田 稔 |
| 河西 翼 | 片山 由男 |
| 早川 一樹 | 村上 裕志 |
| 村松 宏記 | 望月 良美 |
| 渡辺 瑞穂 | |

やまなし男と女とのフォーラム

逃げるは恥だが役に立つに学ぶ～あなたの未来～

6月24日(日) 13:30～16:00

甲府市総合市民会館

参加無料です。どなたでもご参加下さい。

【問い合わせ・申し込み】

山梨県民生活・男女参画課 ☎ 055-223-1358

トークセッション

「逃げるは恥だが役に立つに学ぶ～あなたの未来～」をテーマに「逃げるは恥だが役に立つ」の原作者海野つなみ氏と、埼玉大学教授石阪督規氏のトークセッションを行います。

無料託児あり※要予約

講師 海野つなみ氏
 (「逃げるは恥だが役に立つ」原作者)
 石阪 督規氏 (埼玉大学教授)

6月1日から7日は水道週間です

※住宅内水道管とは、第1止水栓がある場合から、第1止水栓がない場合までは、第1止水栓を含めた水道管です。

水道管のイメージ

道路

給水管

配水管

第1止水栓

第2止水栓

水道メーター

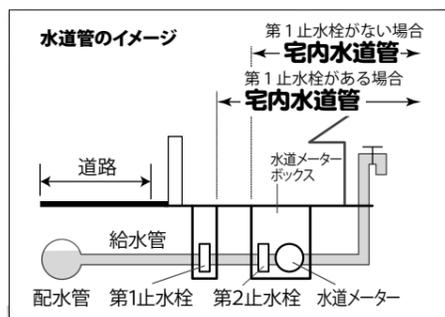
水道メーターボックス

第1止水栓がない場合

住宅内水道管

第1止水栓がある場合

住宅内水道管



毎年、6月1日から7日は水道週間です。公衆衛生の向上と生活環境の改善を図ることを目的に毎年実施しています。

水にご協力をお願いします。

住宅内水道管は、漏水修理費用は個人負担となります。

また、ボックスは定期的な点検に支障がないようお願いします。

■児童扶養手当

自立促進を目的に父母の離婚、父または母の死亡などによって、父または母と生計が異なる児童に手当を支給する制度です。

☎町いきいき健康課子育て支援係 ☎ 0556-32-2114

■心身障害者 心身障害児福祉手当

在宅の心身障害児・心身障害者を保護している方に対し、手当を支給します。

【支給対象者】

次のいずれかを所持している者の保護者

- 身体障害者手帳1～2級
- 療育手帳 障害程度A
- 精神保健手帳1～2級

※ただし次の方は対象にはなりません。

- ・障害年金、特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当の受給者
- ・施設入所者
- ・市町村民税課税世帯に属する方

【支給額】月に2,000円

【支給月】7月、11月、3月(4カ月分まとめて支給します)

☎町福祉支援課福祉係 ☎ 055-272-1106

■障害児福祉手当

重度の障害があり、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の在宅の方に支給されます。

該当となる重度の障害の程度は、身体の障害(内科的疾患も含む)が、おおむね身体障害者手帳1級(両手指欠損など一部の2級)、精神の障害については、療育手帳がA-2a程度の知的障害、または同程度以上の精神障害です。

なお、所得制限などにより手当が支給されない場合があります。

☎町福祉支援課福祉係 ☎ 055-272-1106

■特別障害者手当

著しく重度の障害があり、日常生活において常に特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の方に支給されます。

著しく重度の障害とは、おおむね身体障害者手帳1級(視力・聴覚障害などは一部2級)程度の異なる障害が2つ以上ある場合と、最重度の知的障害や精神障害がある場合です。

なお、3カ月以上の入院や所得制限などにより手当が支給されない場合があります。

☎町福祉支援課福祉係 ☎ 055-272-1106

申請はお済みですか? 各種手当などの お知らせ

町には、福祉の増進を図るため、扶養手当など様々な制度があります。これらの手当は、申請をしないと受けることができません。主な手当などを紹介しますので、もう一度チェックしてみてください。

■児童手当

■対象 中学卒業までの子を養育している方

■支給額 ☑3才未満⇒15,000円

☑3才以上⇒10,000円

(ただし第3子以降は15,000円)

☑中学生⇒10,000円

■所得制限

子どもを養育している方の所得が右の限度額以上の場合、支給額は一律5,000円です。

扶養親族等の数	所得制限限度額
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円

■支給時期

原則として毎年6月、10月、2月にそれぞれ前月分までを支給します。

◆◆◆現況届の提出をお忘れなく◆◆◆

※6月上旬、各家庭に送付予定です

提出がない場合は、6月以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

■提出期限 6月29日(金)まで

■現況届に必要な添付書類

- ・請求者の方が厚生年金加入者の場合
- ⇒「健康保険被保険者証」の写しなど

※詳細は6月上旬にお手元に届く通知をご覧ください。

☎町いきいき健康課子育て支援係 ☎ 0556-32-2114

■特別児童扶養手当

障害があり、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の児童を養育している家庭に支給されます。

支給要件として、おおむね身体障害者手帳1～3級、療育手帳A～B-1程度の交付を受けている方です。

なお、所得制限などにより手当が支給されない場合があります。

☎町福祉支援課福祉係 ☎ 055-272-1106